

グループ4ラリーミーティング 2002

特別規則書

公示

本競技会は、FIAの国際モータースポーツ競技規則ならびにそれに準拠した日本自動車連盟（JAF）の国内競技規則に従いつつ本競技会特別規則書に従って開催される。

- 第1条 競技会名、格式、オーガナイザー
グループ4ラリーミーティング 2002
JAF 公認クローズド競技、初級向
チームグループフォー（T.G.4）
- 第2条 開催日時、開催場所、タイムスケジュール
2002年11月2日～3日
東京都内（約70Km）
18:00～18:30 受付
18:00～18:45 車検
19:15～ ドライバーズブリーフィング
20:01 1号車スタート
- 第3条 参加受付期間、申込先
2002年10月1日～10月27日
小金井市前原町5-1-39「ガレージグループフォー」内
車検証のコピーを必ず同封してください。
- 第4条 参加料1台 12000円 2名（保険料含）
1名追加ごとに2000円増
- 第5条 大会役員
大会会長 佐藤 正介
組織委員長 佐藤 正介
組織委員 白澤 玲 小峰 秀仁
審査委員長 守友 秀隆氏（TSCC）
審査委員 菅野 雅晴氏（SATYRUS）
審査委員 馬場 裕之氏（TAKASE）
- 第6条 競技役員
競技長 佐藤 正介
コース委員長 相羽 博之
計時委員長 大平 昌樹
技術委員長 田中 淳一
救急委員長 茂木 秋史
事務局長 佐藤 正介
- 第7条 参加資格
オーガナイザークラブ員で、本年度JAF国内B級ライセンス所持者あるいは、オーガナイザー代表者が認めた者。尚、正式受理後の乗員の変更は認められない。ただし、参加者から理由を付した文書が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。

- 第8条 参加車両
参加車両は登録番号票付車両規定に合致した車両とし、非常用三角停止表示板 2 枚、非常用信号灯、赤色灯、牽引用ロープ、救急薬品の搭載を義務付ける。
- 第9条 賞典
参加者全てを対象とする。
優勝 盾・副賞
2位 盾・副賞
3位 盾・副賞
4位以下 副賞
- 第10条 車両検査
参加車両は出走前に公式車検を受けること。
オーガナイザーは競技中及び競技後にも車両検査を行うことができる。
車両検査において不相当と認められた車両は、修正しなければ出走できない。
前部霧灯は使用してはならない。
- 第11条 スタート
ゼッケン順に 1 分間隔とする。
- 第12条 コース
コース図に従い指示通りに走行する。
- 第13条 チェックポイント (CP) 指示速度変更地点 (パスコン、PC)
1、 CP は原則として左側に設置し、表示物により競技者に明示する。
尚、CP の発見は競技者の義務とする。
2、 PC までの所要時間は秒まで計測し、秒未満は切捨てとする。
- 第14条 CP の通過方法
1、 CP 発見後、時間調整のために速度を変化させてはならない。
2、 CP 付近においては、他車を追越してはならない。
3、 CP は、1 号車通過予定時刻の 10 分前に開設し、最終号車通過予定時刻の 10 分後に閉設される。
- 第15条 計時方法
1、 計時は全て秒単位とする。
2、 計時は、NTT の時報を基準とする。
3、 CP スタート時刻は、CP カードに記入された時刻とする。
- 第16条 整備作業
1、 タイヤ、ランプ類のバルブ、点火プラグ、V ベルトの交換のみとする。
2、 作業は道路外を使用すること。
3、 第三者によるアシスト行為を禁止する。
- 第17条 減点
1、 所要時間に対する減点は 1 秒 1 点とする。
2、 CP 不通過は、1000 点の減点とする。
3、 CP 員の指示に従わない場合は、100 点の減点とする。
4、 CP 表示物に接触した場合は、100 点の減点とする。
- 第18条 リタイア
リタイアする場合は、必ず文書にてオーガナイザーに申告すること。
- 第19条 失格
競技者が以下の行為をしたことがオーガナイザーによって確認された場合は失格とし、速やかに競技を離脱しなければならない。
1、 交通違反または交通事故を起こした場合。
2、 他の競技車を故意に妨害した場合。

- 3、 CP カード改ざん、または不正行為をした場合。
- 4、 オーガナイザーの重要な指示に従わない場合。
- 5、 虚偽の申告をした場合。

第20条 成績

減点合計の少ない者を優位とする。
同点の場合は以下で優劣を決定する。

- 1、 減点 0 区間の数が多い者
- 2、 1 CP の減点の少ない者
- 3、 ドライバーとナビゲーターの平均年齢が低い者
- 4、 じゃんけん

第21条 競技内容の変更

競技中に公式通知等によって前の指示と異なる新たな指示が与えられた場合は、そこに明示された範囲に限って新たな指示のみ有効とする。

第22条 競技会の中止、延期、取り止め、打ち切り

保安上または不可抗力による事情が生じた場合は、競技会審査委員会の決定によって競技を中止または延期または途中取り止めることができる。途中打ち切りの場合は、競技会は成立したものとみなし、成績は打ち切り地点までのものとする。

第23条 損害の補償

- 1、 参加者は車両およびその付属品が破損した場合、および第三者に損害を与えた場合、その責任は自己が負わねばならない。参加者は JAF およびオーガナイザーならびに大会役員が一切の損害事故の責任を免除されていることを了承していなければならない。すなわち大会役員はその役務に最善を尽くすことはもちろんであるが、もし参加者の死亡・負傷・その他車両の損害賠償に対しては、JAF およびオーガナイザーならびに大会役員は一切の保証責任を負わない。
- 2、 競技中に起こした役員車およびその機材との事故は、いかなる場合も参加者が責任を持って賠償するものとする。

第24条 抗議

自己のチームが不当に処遇されていると判断した場合は、これに対し抗議する権利を有する。抗議申し立ては JAF 国内競技規則に従って文書によって行い、抗議料として一件につき 20300 円を添え、競技長を経て競技会審査委員会に提出しなければならない。抗議料は抗議が成立した場合のみ返還される。

- 1、 参加拒否・審判員の判定・スタート順・道路状態（交通渋滞等）に対する抗議は受け付けない。
- 2、 競技に関する抗議はゴール到着後 30 分以内に提出しなければならない。ただしチェックカードの記入事項に関する抗議は、それが交付された地点で 1 分以内に CP 審判員に対し、口頭で行い、記入事項の訂正を受けた場合はその CP 審判員の署名を得たもののみ有効とする。
- 3、 車検に関する抗議は、判定の直後に文書にて提出しなければならない。
- 4、 成績に関する抗議は、暫定結果発表後 30 分以内に提出しなければならない。
- 5、 役務に就いている競技役員は、たとえ抗議が提出されている場合でも、それと関係なく自分の義務と権限を正当に執行できる。
- 6、 大会審査委員会による抗議の裁定結果は、審査委員長により関係当事者のみに口頭で通知される。競技当日審査委員会の裁定が下されない場合は、その結果発表の日時・場所を発表して延期することができる

第25条 本規則の解釈

本規則あるいは公式通知の解釈に疑義が生じた場合は審査委員会の決定を最終とする。

以上